

【施設の概要】

資料2

(平成27年度末 時点)

大分類	中分類	対象施設	設置目的（設置管理条例等より抜粋）	施設機能	施設数
市民文化	地域コミュニティ	市民センター	ふれあいのある心豊かな地域社会づくりを促進するため、地域における住民の交流及び自主的活動の拠点。	市民ホール、多目的ホール、調理室、会議室、和室等	135施設
		地域交流センター	地域住民に対して、生活上の各種相談事業その他社会福祉に関する事業、地域の交流を促進する事業及び人権に関する啓発事業を総合的に行うことにより、地域住民の福祉の向上を図るとともに、人権課題の解決に資する。	大集会室、会議室、和室、調理室等	【門司区】 1施設 【小倉北区】 3施設 【小倉南区】 3施設 【八幡西区】 2施設 計 9施設
	市民活動拠点	生涯学習施設	生涯学習に関する人材の育成、調査及び研究並びに情報の収集及び提供、生涯学習の場の提供等を行うことにより、市民の生涯学習活動を支援し、もって生涯学習の振興に寄与する。	フロア、調理室、和室、会議室、美術工芸室、視聴覚室等	生涯学習総合センター（2施設） 生涯学習センター（5施設） 生涯学習センター分館（2施設） 計 9施設
		婦人会館	婦人の文化及び教養の向上並びに婦人団体相互の交流に寄与する。	会議室等	1施設
		男女共同参画センター	市民の男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援することにより、男女共同参画社会の形成の推進を図る。	ホール、会議室、フィットネスルーム、工芸室、和室、調理室等	1施設
		勤労婦人センター	女性労働者に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等女性労働者の福祉に関する事業を総合的に行うことにより、女性労働者の福祉の増進に資する。	ホール、会議室、フィットネスルーム、工芸室、和室、調理室等	2施設（東部・西部）
		勤労青少年ホーム	勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行い、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行われる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行うことにより、勤労青少年の福祉の増進を図る。	体育室、料理室、和室、音楽室、集会室等	勤労青少年ホーム（門司・若松・八幡西） 計 3施設

大分類	中分類	対象施設	設置目的（設置管理条例等より抜粋）	施設機能	施設数
	文化 (ホール・市民会館等)	北九州芸術劇場	演劇を主とした舞台芸術の制作及び公演、当該舞台芸術を担う人材の育成等を行うとともに、市民自らが演劇、音楽等の活動をする場を提供することにより、優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大及び新たな芸術文化の創造に資する。	大ホール、中劇場、小劇場	1施設
		響ホール	音楽を主とした公演、音楽を担う人材の育成等を行うとともに、市民自らが音楽等の活動をする場を提供することにより、優れた芸術文化を市民が享受する機会の拡大及び新たな芸術文化の創造に資する	大ホール、リハーサル室、駐車場	1施設
		市民会館、黒崎ひびしんホール、大手町練習場、旧百三十銀行ギャラリー	演劇、音楽その他の利用に供することにより市民文化の向上に資する。	ホール、リハーサル室、練習室、会議室、展示室等	6施設
		旧古河鉱業若松ビル	市民及び観光客に対し、健康的ないこいの場(いこいの場の利用について利便を提供する施設を含む。)を提供する。	多目的ホール 等	1施設
社会教育	美術館・博物館等	美術館、文学館、松本清張記念館、自然史・歴史博物館、漫画ミュージアム、長崎街道木屋瀬宿記念館、小倉城庭園	作品・資料の展示・保存・研究等を行うとともに、市民の文化活動を支援することにより、市民の文化活動を支援することにより、芸術、文化等の発展向上に寄与することを目的としている。	展示室 等	8施設
	青少年	少年自然の家、足立青少年の家、玄海青年の家、畑キャンプセンター、ユースステーション、夜宮青少年センター	青少年の指導者の研修、青少年の宿泊研修その他により青少年の健全な育成を図る。	研修室、体育館、宿泊室、食堂 等	7施設
	キャンプ場	青少年の指導者の研修、青少年の宿泊研修その他により青少年の健全な育成を図るために設置している。	テントサイト、炊事場、ファイヤー場 等	矢筈山キャンプ場 足立キャンプ場 堀越キャンプ場 しょうぶ谷キャンプ場 帆柱キャンプセンター 金比羅キャンプ場 計 6施設	
	こども文化会館、児童文化科学館	講座の開設、グループ活動の指導者の育成等の事業を行うことにより、児童文化の向上を図る。	集会室、児童劇場 等	2施設	

大分類	中分類	対象施設	設置目的（設置管理条例等より抜粋）	施設機能	施設数
	環境・産業学習	水環境館	市が設置し、有料で使用させる都市公園及び公園施設。	展示室 等	1施設ずつ
		ほたる館、香月・黒川ほたる館	ゲンジボタル、ヘイケボタル等の昆虫その他水生の生物の保護及び育成並びにホタル等の生息環境に関する学習、研究及び交流の場を提供することにより、市民の水辺の環境に対する理解を深めるとともに水辺の環境の保全のための活動を支援し、もって自然環境の保全に資する。	地域交流室 等	
		エコタウンセンター	廃棄物等の再資源化、再使用、適正な処分及び発生の抑制に関する学習及び交流の場を提供するとともに、環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を支援し、もって循環型社会の形成に資する。	セミナールーム、実験室等	
		響灘ビオトープ	北九州市若松区響町二丁目の一般廃棄物の最終処分場の跡地につくり出された貴重な自然環境を保全するとともに、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する学習及び交流の場を提供し、もって自然と共生する社会の実現に資する。	ビオトープ園 等	
		環境ミュージアム	公害の克服の過程、環境の保全、環境への負荷の低減に資する技術等に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、並びに環境の保全に関する学習及び交流の場を提供することにより、市民の環境の保全のための活動を促進し、もって環境の保全に資する。	展示室、多目的ホール 等	
		産業技術保存継継承センター	産業技術に関する調査研究及び資料収集を行うとともに、その成果を展示し、並びに産業技術に係る学習及び交流の場を提供することにより、産業技術の保存及び継承、産業技術を担う人材の育成並びに技術革新の機会の創出を図り、もって産業の振興に寄与する。	企画展示室、多目的スペース、工房等	

大分類	中分類	対象施設	設置目的（設置管理条例等より抜粋）	施設機能	施設数
スポーツ	スポーツ	体育館、スポーツセンター	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資するために設置している。	競技場、アリーナ、トレーニング室、会議室 等	16施設
		武道場		柔道場、剣道場、弓道場 等	11施設
		野球場		グラウンド、観戦スタンド、ベンチ、更衣室 等	14施設
		庭球場		コート、更衣室 等	13施設
		陸上競技場		トラック、インフィールド、観戦スタンド 等	2施設
		運動場・球技場		グラウンド、フィールド、更衣室 等	8施設
		プール		50mコース、25mコース、更衣室 等	19施設
保健福祉	保健福祉 (高齢者福祉)	新門司老人福祉センター、年長者研修大学校	老人福祉法第20条の2の2、第20条の5及び第20条の7の定めるところによる。	会議室 等	3施設
	保健福祉 (スポーツ系)	穴生ドーム、障害者スポーツセンター	スポーツ活動等を通じ、年長者の健康の維持増進や障害者の体力の増強及び残存機能の維持向上その他市民の心身の健全な発達及び世代間における交流の促進に資する。	屋内グラウンド、会議室 等	2施設
	保健福祉 (福祉会館)	福祉会館	社会福祉活動を行う市民に対し、研修の機会を提供するとともに、社会福祉活動及び社会福祉に関する情報交換の場を提供することにより、市民の社会福祉活動の活性化に資する。	会議室 等	1施設
	保健福祉 (火葬場)	火葬場	墓地、埋葬等に関する法律第2条第7号に定めるところによる。	火葬場、待合室、葬儀場	東部・西部斎場(2施設)
	保健福祉 (障害者福祉会館)	障害者福祉会館	障害者相互の親睦及び自主活動の促進を図るとともに地域社会等との交流の場を提供することにより、障害者の福祉の向上に資する。	多目的ホール、会議室 等	<障害者福祉会館>(2施設) 東部・西部障害者福祉会館

大分類	中分類	対象施設	設置目的（設置管理条例等より抜粋）	施設機能	施設数
子育て支援	子育て支援	子育てふれあい交流プラザ、子どもの館	児童に遊び、体験及び交流の場を与えることにより豊かな感性及び創造性をはぐくむとともに、児童の保護者に子育てに関する情報を交換する場等を提供することにより子育てに対する不安の解消を図り、もって児童の心身の健全な発達及び子育ての支援に資する。	ホール、遊戯室、多目的室等	2施設
		緑地保育センター	豊かな自然環境の中で児童に健全な遊びを与えて保育し、その心身の健全な発達を図る。	保育室 等	第1緑地保育センター 第2緑地保育センター 計 2施設
	子育て支援（児童館）	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等の地域における児童健全育成のための組織活動の拠点とすることを目的として設置している。	集会室、遊戯室、図書室等	【門司区】 4施設 【小倉北区】 9施設 【小倉南区】 9施設 【若松区】 4施設 【八幡東区】 4施設 【八幡西区】 8施設 【戸畑区】 4施設 計 42施設
観光・産業	観光	関門海峡ミュージアム、旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、旧門司税関、門司港レトロ観光物産館、門司港レトロ展望室、旧九州鉄道本社、旧大連航路上屋、小倉城、門司麦酒煉瓦館、九州鉄道記念館西駐車場、門司港レトロ駐車場	市民及び観光客に対し、健康的な憩いの場（憩いの場の利用について利便を提供する施設を含む。）を提供する。	展示室、多目的スペース等	13施設
	産業関連（産業支援系）	テレワークセンター、学術研究都市、起業家支援工場、折尾東部総合食料品小売センター、農家年長者創作活動施設		会議室 等	5施設
	産業関連（レジャー系）	脇田漁港フィッシャリーナ、釣り台付き遊歩道	農林漁業、商工業その他の産業の振興を図るなど、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設	係留棧橋 等	2施設
	産業関連（コンベンション等）	国際会議場、国際展示場、商工貿易会館		会議室 等	3施設

大分類	中分類	対象施設	設置目的（設置管理条例等より抜粋）	施設機能	施設数
その他	有料公園 (レジャー系)	到津の森公園、ひびき動物ワールド	市が設置し、有料で使用させる都市公園及び公園施設	遊具 等	2施設
		志井ファミリープール		波のプール、幼児用 等	1施設
	有料公園等	白野江植物公園、山田緑地、平尾台自然の郷、響灘緑地		広場、野外ステージ 等	4施設
		河内自転車貸出施設	市民が自転車道を利用してサイクリングを楽しむために、自転車を一時的に貸し出す施設。	自転車駐輪場 等	1施設
		総合農事センター	市民に開放して農業知識の普及向上を図る	研修室、展示ホール 等	1施設
	自転車駐車場	自転車駐車場	一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設。	屋内駐輪スペース	22施設
	霊園等	霊園、納骨堂	【霊園】 墓地、埋葬等に関する法律にいう墓地で緑地を有するもの。 【納骨堂】 焼骨を永続的に保管することにより、地域の公衆衛生を維持し、もって地域住民の福祉の向上に資する。	墓所、納骨堂、共同墓碑	霊園(13施設) 納骨堂(11施設) 計 24施設
	交通安全センター	交通安全センター	交通安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図る。	講習室、自転車教習コース等	1施設